羽生市熱中症予防対策に係る指定暑熱避難施設募集要項

１　目的

本要項は、熱中症特別警戒情報の発表時又はそれ以外において、住民その他の者が滞在する暑熱を避けるための場所を確保するため、気候変動適応法第２１条に基づき、市民等に開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集し、必要な事項を定めるものである。

２　募集施設

クーリングシェルターは、次の要件を満たすものとする。

（１）市内の民間施設であること。

（２）適当な冷房設備を有すること。

（３）熱中症特別警戒情報が発表されたとき、住民その他の者に開放できること。

（４）必要かつ適切な空間を確保すること。（施設の大きさではなく受け入れることが可能であると見込まれる人数が１０人であれば１０人、５人であれば５人が、施設の状況に応じて、同時に適切に空間を確保できること。）

　　　※飲料は各自の用意となりますが、椅子のご用意はお願いします。

３　応募方法

「羽生市熱中症予防対策に係る指定暑熱避難施設応募票」を健康づくり推進課にメール又は郵送で提出する。

４　応募先

住所　羽生市東６丁目１５番地

宛名　羽生市役所　健康づくり推進課　健康づくり推進係　宛

e-mail　hose@city.hanyu.lg.jp

５　応募期間

　　随時

６　指定までの流れ

　　指定に向けた調整作業及び協定書締結を行った後、クーリングシェルターの公表を実施する。

　　※応募内容により市の指定ができない場合があります。

問い合わせ

羽生市役所　健康づくり推進課

電話　048-561-1121　内線171